

令和7年度 羽村市水道水質検査計画

羽村市上下水道部

目 次

1	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	原水・浄水の水質状況及び水質管理上の留意点・・・・・・・・	1
3	原水・浄水の水質状況及び水質管理上の留意すべき物質・・・・ ・採水場所 ・検査項目 ・検査頻度	2
4	水質検査方法・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	臨時の水質検査・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	水質検査の委託項目と検査機関に関する事項・・・・・・・・	5
7	水質検査計画と検査結果の公表について・・・・・・・・	5
8	水質検査の精度と信頼確保・・・・・・・・・・・・・・・・	6
9	関係者との連携・・・・・・・・・・・・・・・・	6
10	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	6

1 基本方針

- (1) 水質検査は、配水施設の系統を代表する給水栓（蛇口）、水源施設及び浄水施設の入口や出口で行います。また、水道法施行規則第15条第6項・7項の内容の水質基準や水質管理上の指針値に基づき水質汚染事故の監視を行います。
- (2) 検査頻度は、過去の検出状況を考慮して実施回数を決定します。
- (3) 検査方法は、水道法で定める方法とそれに準じた方法で行います。
- (4) 水道事務所内で検査を行うことができない項目を、水道法20条の2に基づく登録を受けた者である登録水質検査機関に委託し、その検査機関の検査結果の根拠資料の提出を求め、水質検査の信頼性を確保していきます。

2 原水・浄水の水質状況及び水質管理上の留意すべき物質

(1) 原水から浄水場入口までの状況と留意すべき物質

当市の水道原水は、地下水（浅井戸）です。原水は、極めて良好な水質ですが、水源施設周辺に不法投棄等による**人的な水質汚染**・台風等による**自然災害の影響による水質汚染**が懸念されます。留意すべき物質は、**表1**の人的汚染物質と自然災害汚染物質です。

表1 人的汚染物質・自然災害汚染物質

人的汚染物質	カドミウム及びその化合物・水銀及びその化合物等 有害な重金属類、四塩化炭素、トリクロロエチレン 等の揮発性有機化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒 素等無機物質・農薬類など
自然災害汚染物質	濁度、細菌類、クリプトスポリジウム等病原虫類

(2) 浄水工程・浄水場出口から家庭の蛇口までの間で留意すべき物質

当市の浄水処理方法は、膜ろ過方式（大孔径）です。大孔径膜は、クリプトスポリジウム等病原虫対策に特化しているため、**重金属類や有機溶剤等の水に溶解した物質の除去等を行うことができません。**

このため、配水施設の系統を代表する給水栓の検査は、消毒副生成物のほかに浄水過程で除去できない有害物質の検査も実施する必要があります。

留意すべき物質は、**表2**の浄水過程で除去ができない物質と消毒により生成する物質（消毒副生成物）です。

表2 浄水過程で除去できない物質と消毒により生成する物質

浄水過程で除去できない物質	カドミウム及びその化合物・水銀及びその化合物等 重金属類、四塩化炭素、トリクロロエチレン等の有機化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素等無機物質等 等原水に溶け込んでいる物質、農薬類など
消毒により生成する物質	トリハロメタン類・ハロ酢酸 臭素酸、塩素酸等消毒副生成物

3 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

(1) 検査項目

当市では、水道法第4条で義務付けられている項目を同法第20条の定期及び臨時の水質検査として、同法施行規則第15条の検査頻度で行います。

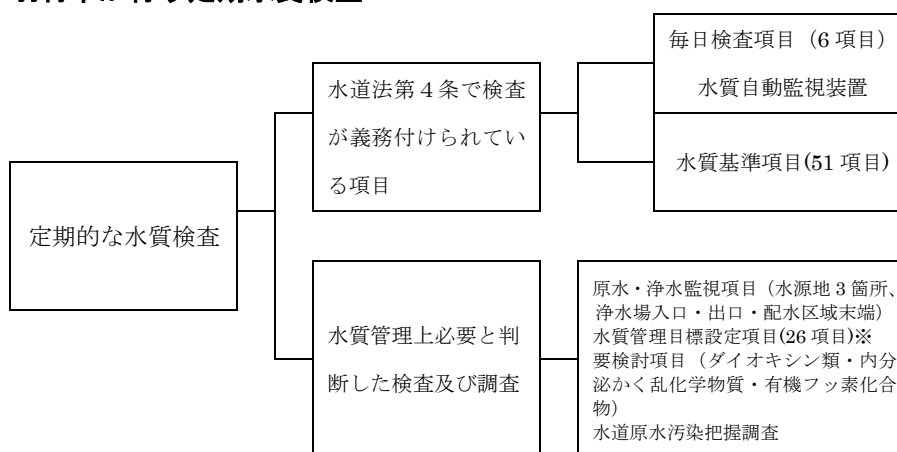
また、水源の汚染監視を目的とした原水・浄水監視項目検査を行います。(図1、参照)

毎日検査項目は、配水区域末端の配水管の消毒効果の確認を行うことが水道法で義務づけられています。

水質基準項目は、項目・検査地点・頻度が水道法で定められています。

原水・浄水監視項目は、水源地周辺からの、人的な汚染物質と自然災害による水質汚染の監視、浄水工程及び配水区域末端の停滞水で生成する物質・細菌類(水質基準項目等)及び地域特性を踏まえて、水質管理上必要と判断した項目や**水質管理目標設定項目**(将来にわたり水道水の安全性を確保するため、水道事業者が水質管理上必要と判断した項目)の検査です。

図1 羽村市が行う定期水質検査



※羽村市では、水質管理目標設定項目26項目うち、消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため亜塩素酸、二酸化塩素は省略します。有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)は、有機物(全有機炭素の量)で代替できることから省略します。

(2) 検査の採水地点及び項目・頻度

ア 採水地点（表 3・図 2・3 参照）

表 3 水質検査採水地点

採水地点	分類
第 1 水源地	原水
第 2 水源地 1 号井	〃
第 2 水源地 2 号井	〃
第 3 水源地	〃
膜ろ過施設入口	〃
膜ろ過施設出口	〃
浄水池出口	浄水
川崎 693-1 (市立武蔵野小学校) 川崎監視局	第 1 配水場配水区域末端
緑ヶ丘 2 - 18 - 5 (水道事務所) 緑ヶ丘監視局	第 2 配水場高区配水区域末端
羽中 4-10-3 (羽村市浄水場) 羽中監視局	第 2 配水場低区配水区域末端

イ 検査の項目及び検査頻度

(ア) 毎日の検査

- ・ **検査項目**（表 4 参照） 法令で義務付けられている検査項目
- ・ 採水地点（浄水池出口・川崎監視局・緑ヶ丘監視局・羽中監視局）（表 3・図 3 参照）
- ・ 平成 30 年度に末端給水栓自動水質監視装置（監視路上局）を川崎・緑ヶ丘・羽中に設置し、各配水区域末端の水質を 24 時間定点での監視を行っています。

表 4 毎日検査項目の検査頻度

項目	検査頻度／年	備考
	蛇口	
色	365	水道法 20 条 1 項
濁り	365	
残留塩素（消毒の残留効果）	365	
pH	365	
電気伝導率	365	
水温	365	

(イ) 定期水質検査

- ・ 水質基準の定期水質検査(水道法第4条の項目と第20条により義務付けられている検査、同法施行規則第15条による検査頻度)
- ・ 検査項目及び検査頻度(表5参照)
- ・ 採水地点は、下記のとおりとする。
川崎監視監視局・緑ヶ丘監視局・羽中監視局(表3・図2・3)参照

(ウ) 原水・浄水監視項目

- ・ 水源周辺の人為的汚染・自然災害汚染など、浄水工程で取り除くことができない物質を監視するための検査
- ・ 検査項目及び検査頻度(表6参照)
- ・ 採水地点：第1水源地・第2水源地1号・2号井・第3水源地・膜ろ過施設入口・出口、浄水池出口・川崎監視局・緑ヶ丘監視局・羽中監視局(表3・図2・3)参照

(エ) 水質管理目標設定項目

- ・ 水質基準項目を補完する水質検査
- ・ 検査項目及び検査頻度(表7.8参照)
- ・ 採水地点：第1水源地・第2水源地1号・2号井・第3水源地・浄水池出口・川崎監視局・緑ヶ丘監視局・羽中監視局(表3・図2・3)参照

(オ) 要検討項目(ダイオキシン類・内分泌かく乱化学物質など)

- ・ 毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目、水質管理目標設定項目に分類できない項目
- ・ 検査項目及び検査頻度(表9参照)
- ・ 採水地点：膜ろ過施設入口(図2・3)参照

(カ) 水道原水汚染把握調査

- ・ 当市水源は、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断としては、レベル3(地表水以外の水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設)であるため、クリプトスポリジウム指標菌の監視をする。
- ・ 検査項目及び検査頻度(表6参照)
- ・ 採水地点：第1水源地・第2水源地1号・2号井・第3水源地(図2・3)参照

(キ) 水道水中の放射性物質の検査

- ・ 厚生労働省のモニタリング方針に基づき検査を実施します。
- ・ 検査項目：放射性セシウム134、137
- ・ 検査頻度：三箇月に1回以上実施します。

ただし検査結果により、検査頻度の変更を行います。また、上流域の結果等により、原水の検査を実施します。

- ・ 採水地点：浄水池出口（図2・3参照）

4 水質検査方法

毎日検査、水質基準項目及び水質管理上必要と判断した検査は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省 告示第 261 号）」等）により行います。

なお、水質汚染事故等緊急的な水質検査では、上記の方法以外でも行います。

5 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、当市の原水及び浄水を対象に次のような場合に行います。

- (1) 集中豪雨により水源の濁度が通常時より上昇したとき※検査項目は表 10 を参照
- (2) 水源に異常があったとき。※危機管理マニュアルの水質汚染事故実施要領を参照
- (3) 市内で水道水による消化器系感染症が流行しているとき及び関係機関より連絡があったとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき。
- (6) その他必要と認められるとき。

6 水質検査の委託項目と検査機関に関する事項

表 5 水質基準項目の 8 項目、表 6 原水・浄水監視項目の 6 項目、表 7 水質管理目標設定項目の原水 5 項目と浄水 7 項目と表 8 農薬類の 13 物質、表 9 要検討項目を厚生労働大臣の登録機関に委託します。委託検査機関の検査精度の確認と信頼を確保するため、内部・外部精度管理の結果書の提出を求めます。また、委託仕様書には、検体の搬入方法や検体の取り扱い・検査方法について明記します。

7 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎年度の開始前に作成し、上下水道部で閲覧できるようにします。広報はむら・市公式サイトでも公開を行います。

水質検査結果についても上下水道部で情報提供を行うとともに、広報はむら・市公式サイトで公開を行います。

8 水質検査の精度と信頼確保

当市では、水質検査結果の信頼性を確保するため、分析機器の定期的な整備を行います。また、東京都健康安全研究センター主催の外部精度管理への参加により、水質検査向上に努めていきます。

9 関係者との連携

水質汚染事故や水系感染症の発症などがあつたときは、東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課などの関係機関と情報交換するとともに、連携して迅速に対策を講じます。

10 その他

水質基準の改正に伴い基準値の改正があつた場合には、検査下限値及び検査方法の検討を行います。また、検査方法の改定があつた場合には、その検査方法について検討を行い、直営検査の可否を検討します。

年間水質検査予定表(各水源及び浄水施設)

[illegible]

●:自ら行う検査
○:委託検査

表5 水質基準項目

検査の種類			状況の把握		
採水場所			各配水施設配水区域管末		
検査頻度(注1)			一箇月一回	三箇月一回	一年一回
項 目					
健康関連項目	1	一般細菌	●	●	●
	2	大腸菌	●	●	●
	3	カドミウム及びその化合物		●	●
	4	水銀及びその化合物		●	●
	5	セレン及びその化合物		○	○
	6	鉛及びその化合物		●	●
	7	ヒ素及びその化合物		○	○
	8	六価クロム化合物		●	●
	9	亜硝酸態窒素	●	●	●
	10	シアン化物イオン塩化シアン		○	○
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		●	●
	12	フッ素及びその化合物		●	●
	13	ホウ素及びその化合物		●	●
	14	四塩化炭素		●	●
	15	1,4-ジオキサン		●	●
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		●	●
	17	ジクロロメタン		●	●
	18	テトラクロロエチレン		●	●
	19	トリクロロエチレン		●	●
	20	ベンゼン		●	●
	21	塩素酸	●	●	●
	22	クロロ酢酸		●	●
	23	クロロホルム		●	●
	24	ジクロロ酢酸		●	●
	25	ジブロモクロロメタン		●	●
	26	臭素酸		○	○
	27	総トリハロメタン		●	●
	28	トリクロロ酢酸		●	●
	29	ブロモジクロロメタン		●	●
	30	ブロモホルム		●	●
	31	ホルムアルデヒド		○	○
生活上支障関連項目	32	亜鉛及びその化合物		●	●
	33	アルミニウム及びその化合物		●	●
	34	鉄及びその化合物		●	●
	35	銅及びその化合物		●	●
	36	ナトリウム及びその化合物		●	●
	37	マンガン及びその化合物		●	●
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		●	●
	40	蒸発残留物		●	●
	41	陰イオン界面活性剤		○	○
	42	ジェオスミン	(注2)		
	43	2-メチルイソボルネオール	(注2)		
	44	非イオン界面活性剤		○	○
	45	フェノール類			○
	46	有機物(TOC)	●	●	●
	47	pH値	●	●	●
	48	味	●	●	●
	49	臭気	●	●	●
	50	色度	●	●	●
	51	濁度	●	●	●

(注1) 同一採水点において、「一年一回」検査を実施したときは、「三箇月一回」及び「一箇月一回」検査は、行わない。同じく三箇月一回検査を行った月は、「一箇月一回」検査は行はない。

(注2) 原水に藻の発生を確認した場合検査を行う

※ ●は、自己検査
○は、委託検査

委託業者名

表6 原水・浄水監視項目

検査の種類		状況の把握						
採水場所		各水源施設		膜ろ過施設入口 (原水)			膜ろ過施設出口	浄水池出口
検査頻度(注1)		一箇月一回	三箇月一回	一箇月一回	三箇月一回	一年一回	一箇月一回	一箇月一回
項 目		一箇月一回	三箇月一回	一箇月一回	三箇月一回	一年一回	一箇月一回	一箇月一回
健康関連項目	1	一般細菌	●	●	●	●	●	●
	2	大腸菌	●	●	●	●	●	●
	3	カドミウム及びその化合物		●	●	●	●	●
	4	水銀及びその化合物		●	●	●	●	●
	5	セレン及びその化合物			○	○		
	6	鉛及びその化合物		●	●	●	●	●
	7	ヒ素及びその化合物			○	○		
	8	六価クロム化合物		●	●	●	●	●
	9	亜硝酸態窒素	●	●	●	●	●	●
	10	シアン化物イオン塩化シアン			○	○		
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●	●	●	●	●	●
	12	フッ素及びその化合物	●	●	●	●	●	●
	13	ホウ素及びその化合物		●	●	●	●	●
	14	四塩化炭素		●	●	●	●	●
	15	1,4-ジオキサン		●	●	●	●	●
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		●	●	●	●	●
	17	ジクロロメタン		●	●	●	●	●
	18	テトラクロロエチレン		●	●	●	●	●
	19	トリクロロエチレン		●	●	●	●	●
	20	ベンゼン		●	●	●	●	●
	21	塩素酸	(注2)					●
	22	クロロ酢酸						●
	23	クロロホルム						●
	24	ジクロロ酢酸						●
	25	ジブロモクロロメタン						●
	26	臭素酸						
	27	総トリハロメタン						●
	28	トリクロロ酢酸						●
	29	ブロモジクロロメタン						●
	30	ブロモホルム						●
	31	ホルムアルデヒド						
生活上支障関連項目	32	亜鉛及びその化合物		●	●	●	●	●
	33	アルミニウム及びその化合物		●	●	●	●	●
	34	鉄及びその化合物		●	●	●	●	●
	35	銅及びその化合物		●	●	●	●	●
	36	ナトリウム及びその化合物		●	●	●	●	●
	37	マンガン及びその化合物		●	●	●	●	●
	38	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		●	●	●	●	●
	40	蒸発残留物		●	●	●	●	●
	41	陰イオン界面活性剤			○	○		
	42	ジェオスミン	(注3)					
	43	2-メチルレインボルネオール	(注3)					
	44	非イオン界面活性剤			○	○		
	45	フェノール類			○			
	46	有機物(TOC)	●	●	●	●	●	●
	47	pH値	●	●	●	●	●	●
	48	味	●	●	●	●	●	●
	49	臭気	●	●	●	●	●	●
	50	色度	●	●	●	●	●	●
	51	濁度	●	●	●	●	●	●
	52	クリプトスポリジウム指標菌(大腸菌)		●				
	53	クリプトスポリジウム指標菌(嫌気性芽胞菌)		●				

※ クリプトスポリジウム等病原虫類は、指標菌が検出した時に、検出した水源で実施します。

(注1)	同一採水点において、「一年一回」及び「一年二回」の検査を実施したときは、「一箇月一回」検査は、行わない。 水質基準項目を実施したときは、行わない。
(注2)	次亜塩素酸ナトリウムで消毒を行うと生成する物質なので、原水は省略
(注3)	原水に藻の発生を確認した場合検査を行う ただし、状況把握のため三年に一回は検査を行う。

※ ●は、自己検査
○は、委託検査

委託業者名

各水源施設の三箇月一回の検査は、5、8、11、2月で実施

表7 水質管理目標設定項目(原水・浄水監視項目)

検査の種類		状況の把握					
採水場所		原水		膜ろ過施設入口 (水道原水)		浄水	
項目	検査頻度	年4回		年1回 (入口のみ)	月1回	年1回 (浄水池出口のみ)	月1回 (配水施設 末端も含む)
水質管理目標設定項目	1 アンチモン及びその化合物	●			●		●
	2 ウラン及びその化合物			○		○	
	3 ニッケル及びその化合物	●			●		●
	4 1,2-ジクロロエタン	●			●		●
	5 トルエン	●			●		●
	6 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)			○		○	
	7 亜塩素酸	消毒による生成される物質のため、原水では行わない。		消毒による生成される物質のため、原水では行わない。		消毒剤に使用していないので実施しない。	
	8 二酸化塩素						
	9 ジクロロアセトニトリル						
	10 抱水クロラール					○	
	11 農薬	注1		表8		○	
	12 残留塩素						●
	13 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	●			●		●
	14 マンガン及びその化合物	●			●		●
	15 遊離炭酸	●			●		●
	16 1,1,1-トリクロロエタン	●			●		●
	17 メチルtertブチルエーテル(MTBT)			○		○	
	18 有機物(TOC)	●			●		●
	19 臭気強度(TON)			○		○	
	20 蒸発残留物	●			●		●
	21 濁度	●			●		●
	22 pH値	●			●		●
	23 腐食性(ランゲリア指数)			○		○	
	24 従属栄養細菌	●			●		●
	25 1,1-ジクロロエチレン	●			●		●
	26 アルミニウム及びその化合物	●			●		●

注1 必要に応じて検査を実施する。

※ 同一採水点において、年一回検査を実施したときは、月一回検査は行わない。

※ 水道法施行規則第十五条二項に基づく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下

表8 農薬類検査項目

	農薬名	目標値	用途	検査機関 (年1回)
農薬類	エトフェンブロックス	0.08	殺虫剤	○
	オキサジクロメホン	0.02	除草剤	○
	カルタップ	0.08	殺虫剤	○
	カルバリル	0.02	除草剤	○
	キノクラミン(ACN)	0.005	殺虫・殺菌剤	○
	グリホサート	2	除草剤	○
	グリホサートアミノ体(アミノメチルリン酸)			
	クロロタロニル(TPN)			
	ジクワット	0.01	除草剤	○
	シハロホップブチル	0.006	〃	○
	ダイアジノン	0.003	殺虫剤	○
	ダイアジノンオキソン体			
	チオベンカルブ			
	トリフルラリン	0.06	〃	○
	パラコート	0.005	〃	○
	ピラクロニル	0.01	〃	○
	ピロキロン	0.05	殺虫・殺菌剤	○
	フェニトロチオン	0.01	殺虫剤	○
	フェニトロチオンオキソン体			
	プロモブチド			
	マラチオン(マラソン)	0.7	殺虫剤	○
	マラソンオキソン体			
	マンゼブ			
	メソミル	0.005	殺菌剤	○
	メソミル	0.03	殺虫剤	○
	アゾキシストロビン	0.47	殺菌剤	○
	イソフェタミド	暫定 0.1	〃	○
	イマゾスルフロン	暫定 0.1	除草剤	○
	クロルフェナビル	0.069	殺虫剤	○
	ジメナミドP	0.1	除草剤	○
	テトラニプロール	暫定 0.1	殺虫剤	○
	ペンスルフロンメチル	0.002	除草剤	○
	ベンチアバリカルビイソプロピル	0.18	殺菌剤	○
	ベンチオピラド	0.2	〃	○

有機フッ素化合物	採水地点: 第1水源、第2水源1、2号井、第3水源
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	委託業者名 :
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	※6月～9月の間に実施します。

目標値: PFOS+PFOAで0.00005mg/L以下

表9 要検討項目(原水・浄水監視項目)

ダイオキシン類

化合物の名称		CASRegistry Number	IUPAC Number
PCDDs	1,3,6,8-TeCDD	33423-92-6	-
	1,3,7,9-TeCDD	62470-53-5	-
	2,3,7,8-TeCDD	1746-01-6	-
	TeCDDs	41903-57-5	-
	1,2,3,7,8-PeCDD	40321-76-4	-
	PeCDDs	36088-22-9	-
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	39227-28-6	-
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	57653-85-7	-
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	19408-74-3	-
	HxCDDs	34465-46-8	-
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	35822-39-4	-
	HpCDDs	37871-00-4	-
PCDFs	OCDD	3268-87-9	-
	1,2,7,8-TeCDF	58802-20-3	-
	2,3,7,8-TeCDF	51207-31-9	-
	TeCDFs	55722-27-5	-
	1,2,3,7,8-PeCDF	57117-41-6	-
	2,3,4,7,8-PeCDF	57117-31-4	-
	PeCDFs	30402-15-4	-
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	70648-26-9	-
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	57117-44-9	-
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	72918-21-9	-
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	60851-34-5	-
	HxCDFs	55684-94-1	-
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	67562-39-4	-
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	55673-89-7	-
	HpCDFs	38998-75-3	-
	OCDF	39001-02-0	-
DL-PCBs	3,3',4,4'-TeCB	32598-13-3	# 77
	3,4,4',5-TeCB	70362-50-4	# 81
	3,3',4,4',5-PeCB	57465-28-8	#126
	3,3',4,4',5,5'-HxCB	32774-16-6	#169
	2,3,3',4,4'-PeCB	32598-14-4	#105
	2,3,4,4',5-PeCB	74472-37-0	#114
	2,3',4,4',5-PeCB	31508-00-6	#118
	2',3,4,4',5-PeCB	65510-44-3	#123
	2,3,3',4,4',5-HxCB	38380-08-4	#156
	2,3,3',4,4',5'-HxCB	69782-90-7	#157
	2,3',4,4',5,5'-HxCB	52663-72-6	#167
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB	39635-31-9	#189

委託業者名 :

採水地点:膜ろ過施設入口

※6月～9月の間に実施します。

内分泌かく乱化学物質

化合物の名称
17-β-エストラジオール
エチニル-エストラジオール
スチレン
ノニルフェノール
ビスフェノールA
フタル酸ジ(n-ブチル)
フタル酸ブチルベンジル

※11月～12月の間に実施します。

委託業者名 :

採水地点:膜ろ過施設入口

有機フッ素化合物
ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)

採水地点:第1水源、第2水源1、2号井、第3水源

委託業者名 :

※6月～9月の間に実施します。

表10 台風等の大雨で濁度上昇時の水質検査

項目	備考
水銀及びその化合物	各水源の濁度が0.1度以上になった場合行う

経 過

平成 8年 4月20日:「羽村市水質管理計画」として制定

平成10年11月27日:水源水、浄水工程、配水施設の検査頻度の変更

平成15年03月25日:検査体制を外部検査機関に委託から自主検査体制に変更

平成16年 3月 2日:水道法改正のため、改定

平成18年 4月10日: //

平成18年12月15日:原水水質検査の検査頻度の変更

平成20年4月9日:水質基準に関する省令の一部改正のため、改定

平成21年3月13日:水質基準に関する省令の一部改正のため、改定

平成22年1月28日:水源施設の検査一部省略・膜ろ過施設入口の検査増加による監視強化

平成23年1月25日:農薬検査項目の一部改定

平成24年3月21日:放射性物質の検査と委託検査項目と検査機関に関する事項

平成25年1月9日:基本方針と原水・浄水の水質状況及び水質管理上の留意すべき物質の一部改正

平成27年1月25日:農薬検査項目の一部改定

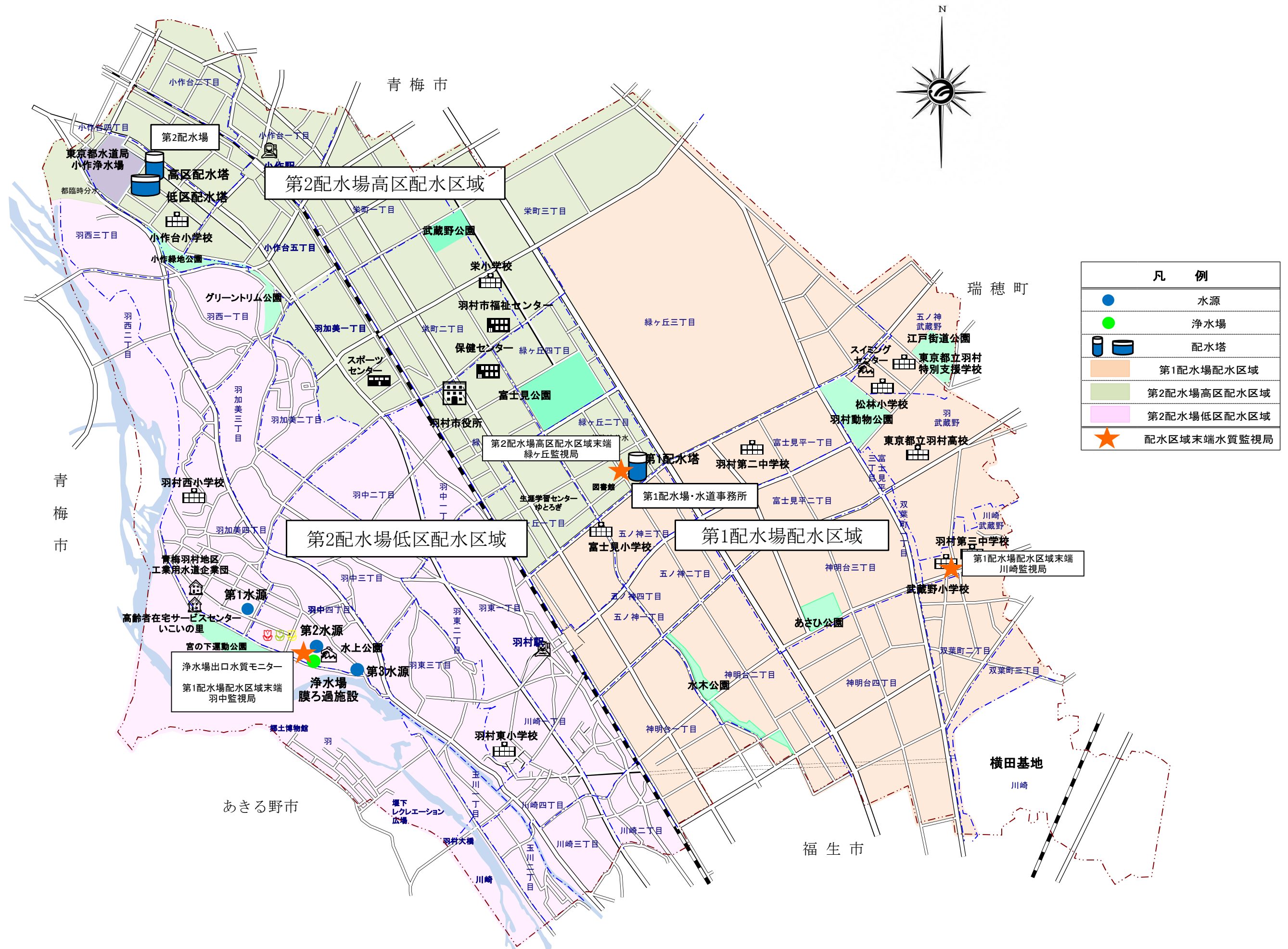
平成31年3月22日:末端給水栓自動水質監視装置設置に伴う採水地点変更

令和2年3月17日:有機フッ素化合物(PFOS・PFOA・PFHxS)を追加

令和5年3月3日:農薬検査項目の一部改定

水道施設及び配水区域水質監視図

図3



羽村市水質検査計画調査地点

